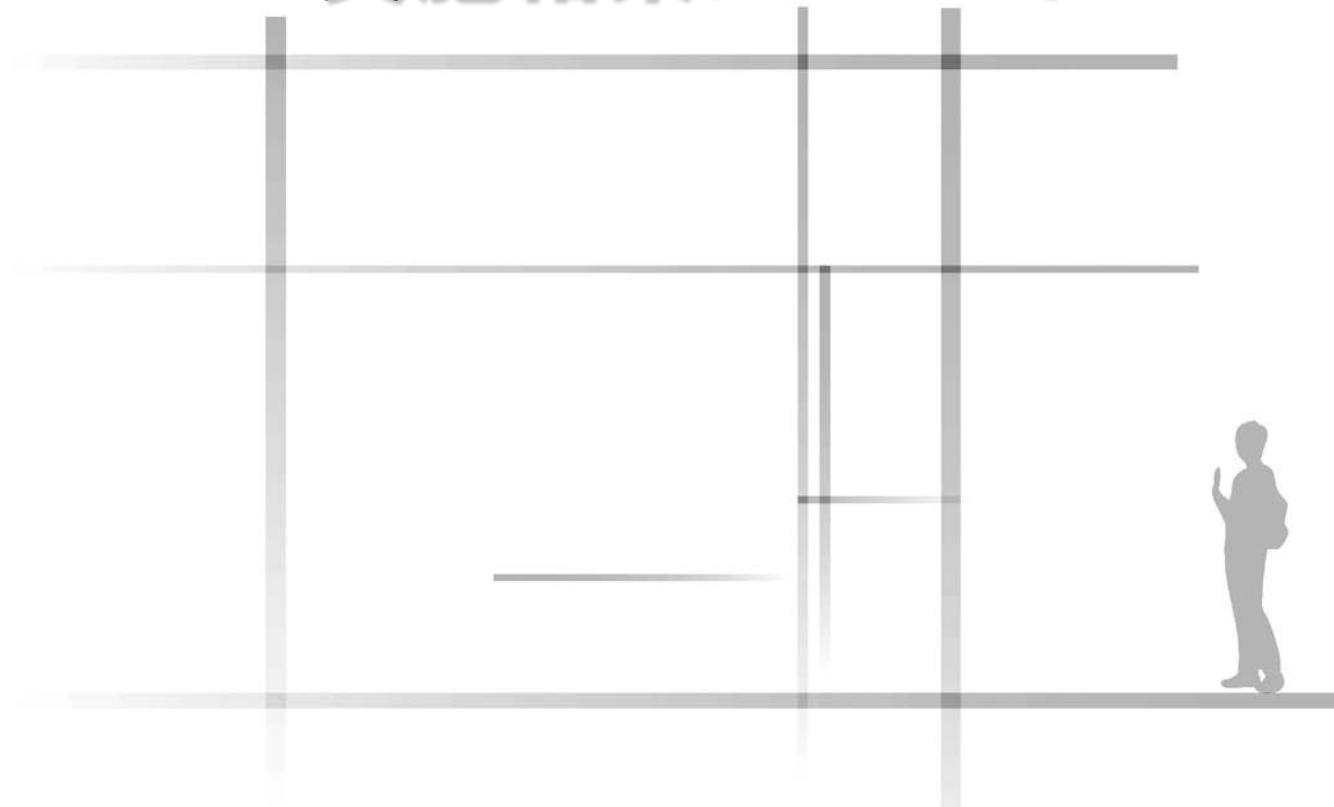


タクシー駐停車マナー向上に向けた モビリティ・マネジメントの 実施結果について



タクシー駐停車マナー向上に向けた モビリティ・マネジメントの実施

実施項目

I タクシー駐停車マナー向上に向けたアンケート
(平成22年11月10日～12月20日)

II タクシー駐停車マナー向上キャンペーン
(平成22年11月29日～12月6日)

I アンケートの実施

実施の目的

駐停車禁止場所での違法な客待ち状態などを排除することで、通行障害の解消を目指し、タクシードライバーの自発的な駐停車マナー向上を図るためにアンケートを実施

実施方法

タクシー乗務員の自発的な駐停車マナー向上に向けたアンケート調査票と動機付け冊子を、タクシー乗務員に配布

実施時期

平成22年11月10日(水)～12月20日(月)

配布数・回収数

配布数: **11,985枚**

回収数: **7,732枚(回収率:65%)**

I アンケートの実施

配布物

- ・アンケート調査票:モビリティ・マネジメントの手法を活用し、タクシー乗務員の自発的な駐停車マナーの向上を図るためのアンケート

主な内容

- (1)回答者の属性について
 - ・年齢、乗務員歴
- (2)四条通の駐停車について
 - ・四条通での活動状況、タクシー乗り場の位置、タクシー乗り場以外での駐停車・客待ち
- (3)四条通の駐停車に対する意識について
 - ・違法な駐停車や客待ちの意識、マナー低下の相乗効果、渋滞損失、今後の行動変化意向
- (4)京都市域全体の駐停車マナー向上について
 - ・市域全体についての行動変化意向、自由記述

- ・動機付け冊子:タクシー乗務員が駐停車マナーを向上させるきっかけとなる情報を記載しており、アンケートに答える際に参考するとともに、アンケート回答後も乗務員の手元に保存する冊子

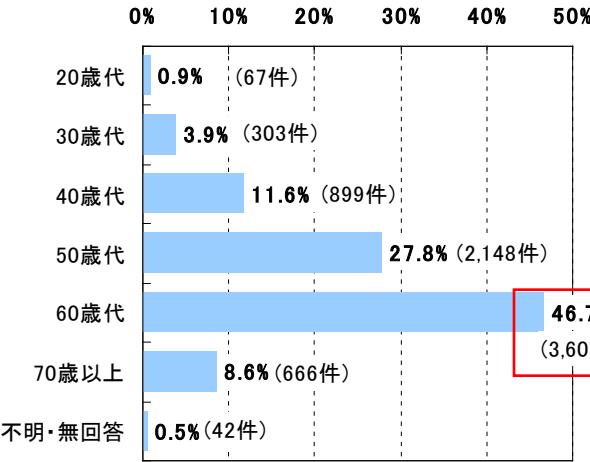
主な内容

- (1)四条通での違法な客待ち
- (2)タクシー乗り場とタクシー違法駐停車台数
- (3)駐停車禁止場所
- (4)コラム「正直者は得をする。」

I アンケートの実施結果

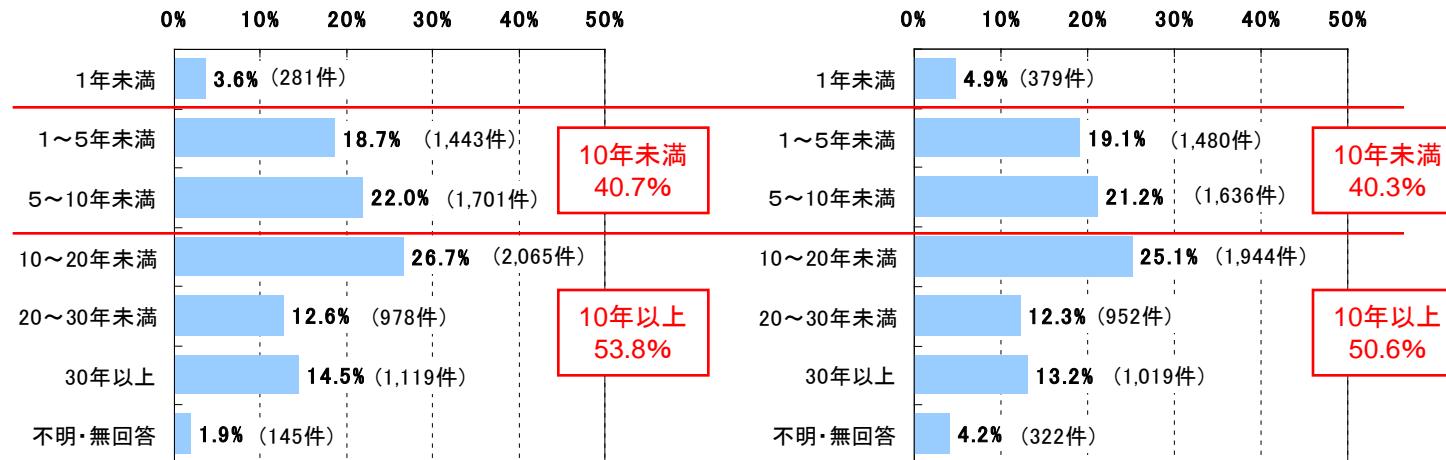
～回答者の属性①～

年齢



乗務員の年齢構成は、60歳以上が5割以上を占める。

乗務員歴(左:乗務員歴、右:そのうち京都市域での乗務員歴)



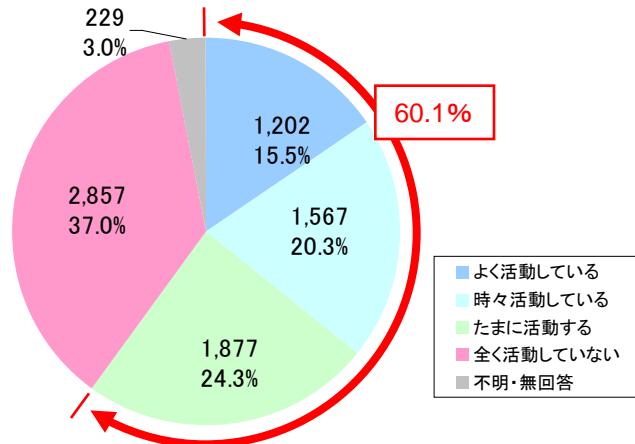
乗務員歴10年以上の方が5割以上を占める。

また、京都市域においても同様の傾向となっている。

I アンケートの実施結果

～四条通での活動状況、タクシー乗り場の認知度～

四条通で活動している割合



四条通で客待ちや流しなど、活動している方は、**約6割**を占める。

四条通のタクシー乗り場の認知度



四条通の6箇所のタクシー乗り場の認知度は、いずれの乗り場も**9割以上**を占める。

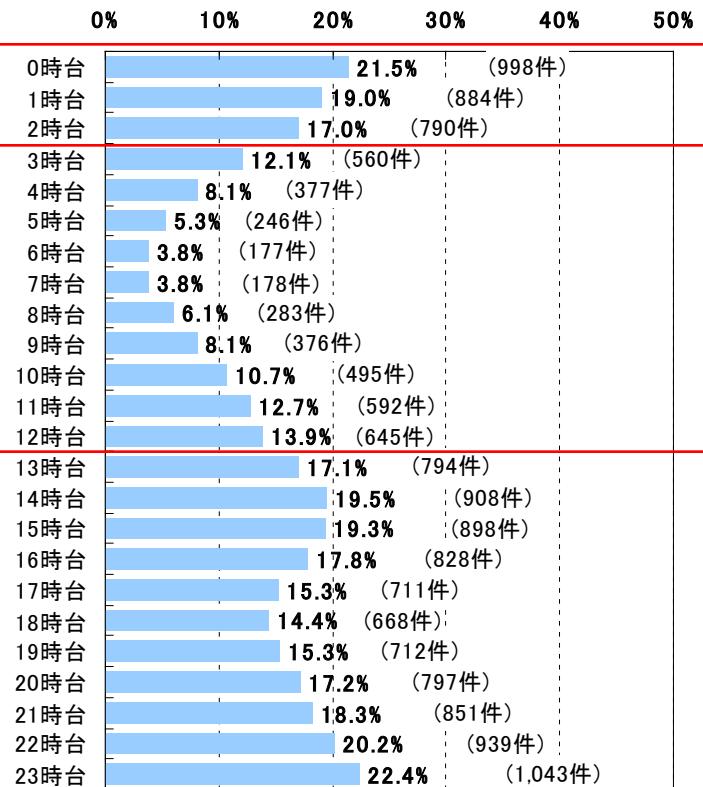
	よく知っている	何となく知っている	知っている方の割合
A	71%	23%	94%
B	66%	26%	92%
C	64%	26%	90%
D	64%	27%	91%
E	69%	23%	92%
F	69%	23%	92%

I アンケートの実施結果

～回答者の属性②～

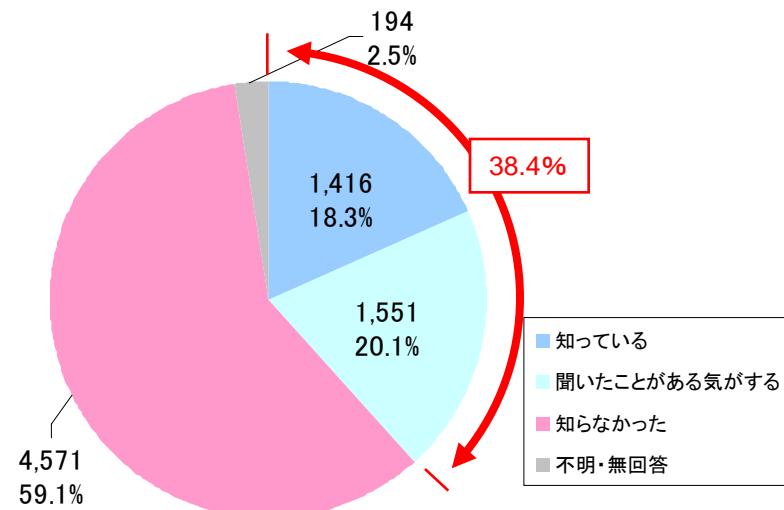
四条通で活動する時間帯を決めている方の、主に活動している時間帯

四条通での活動は、13時台から2時台までが多くなっており、22時台から0時台には2割を超えてい



四条通での年間11億円の損失について

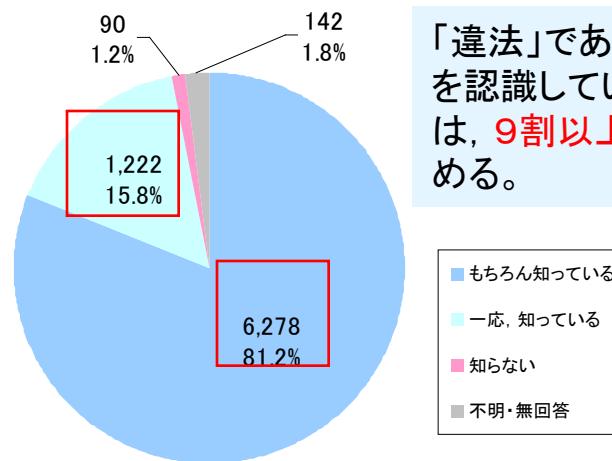
四条通での11億円の損失(京都市試算結果)についての認知度は約4割である。



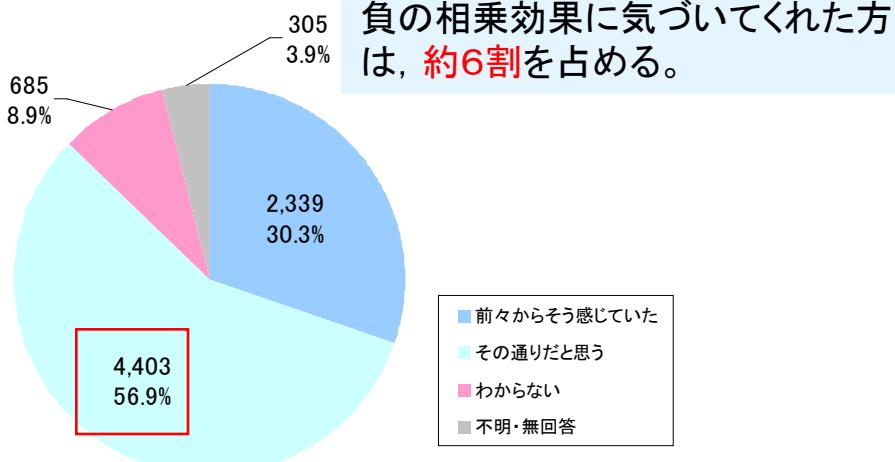
I アンケートの実施結果

～道交法の認知度、負の相乗効果等～

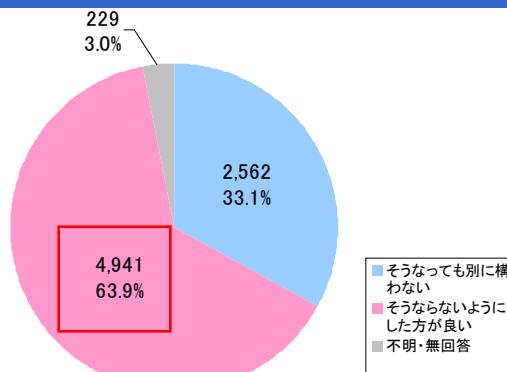
交差点内やバス乗り場前での利用客の乗降や、
タクシー乗り場以外での客待ちは道路交通法上
「違法」であることについて



「タクシーの違法な駐停車」と「利用客のマナー違反」が相乗効果で強めあっていることについて



今のような状態が続けば、「四条通でのタクシーの営業が制限される」かもしれないことについて

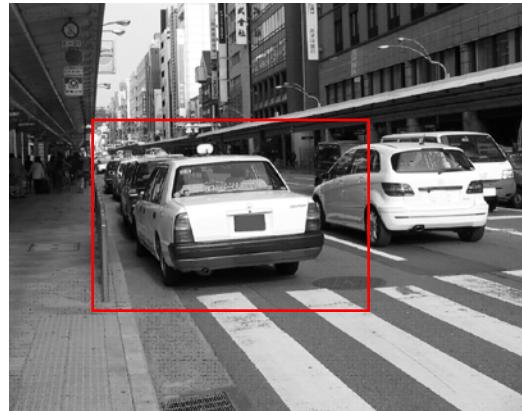


I アンケートの実施結果

～タクシー乗り場以外での客待ち行為について①～

「タクシー乗り場以外での客待ち行為」とは、

四条通に6箇所設置されているタクシー乗り場以外の場所で、客待ちのために駐停車している車両を指します。



四条烏丸付近での客待ち

四条通（烏丸通～東洞院通）では、
タクシー乗り場以外での駐停車が□
よく見られます。□
タクシー乗り場手前での□
駐停車は違法です。

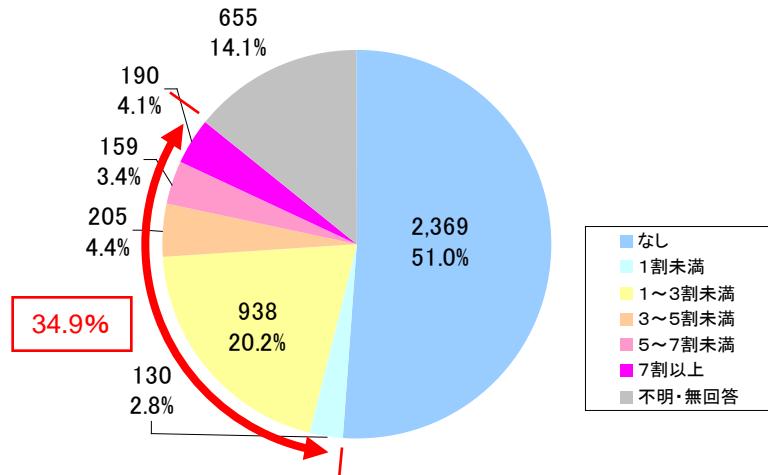
交差点内での客待ち

四条河原町では、
交差点内での駐停車が□
よく見られます。□
交差点内での□
駐停車は違法です。

I アンケートの実施結果

～タクシー乗り場以外での客待ち行為について②～

四条通で、タクシー乗り場以外で客待ちする割合

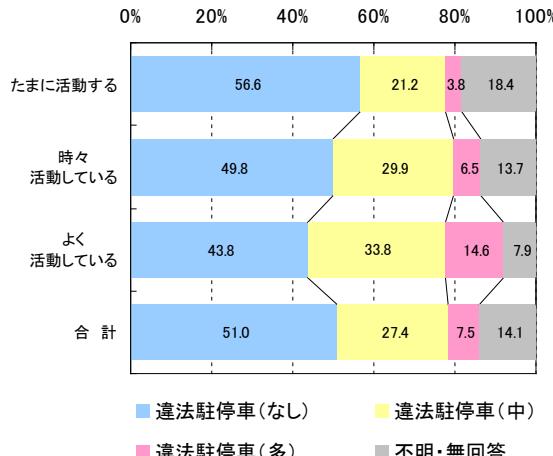


タクシー乗り場以外で客待ちをしている方は、約3割を占める。

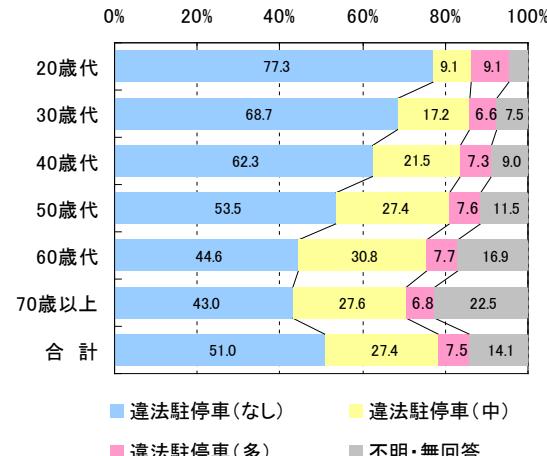
四条通でタクシー乗り場以外で客待ちしている方の割合は、「四条通での活動が頻繁な方」・「年齢層が上の方」・「乗務員歴が長い方」ほど、高くなる傾向にある。

違法駐停車(なし):なし
 違法駐停車(少):5割未満
 違法駐停車(多):5割以上
 合計は、四条通で営業活動しているサンプルの合計値である

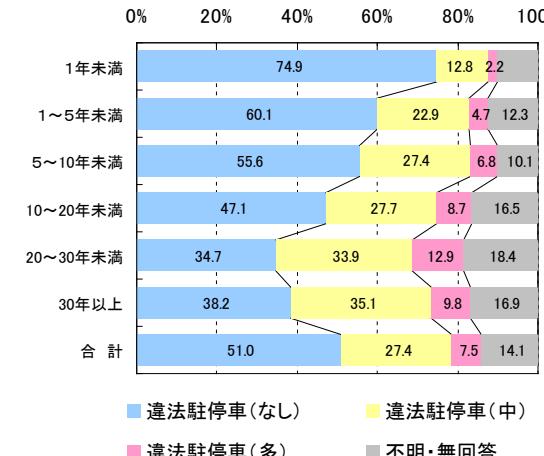
＜四条通での営業活動別＞



＜年齢別＞



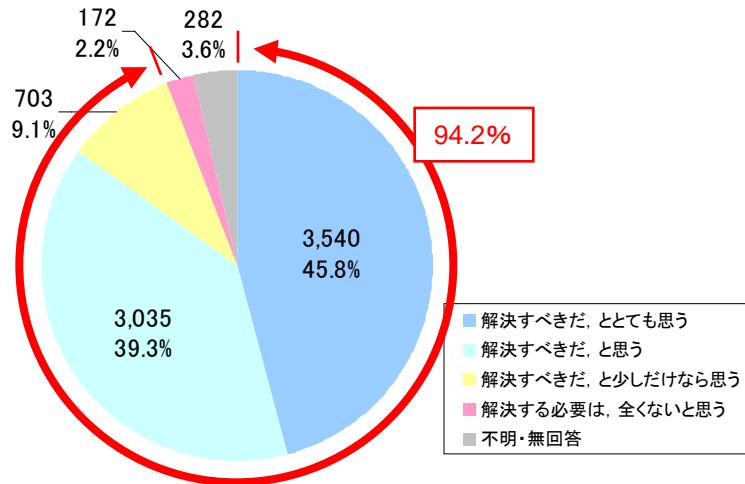
＜京都市域での乗務員歴別＞



I アンケートの実施結果

～タクシー乗り場以外での客待ち行為について③～

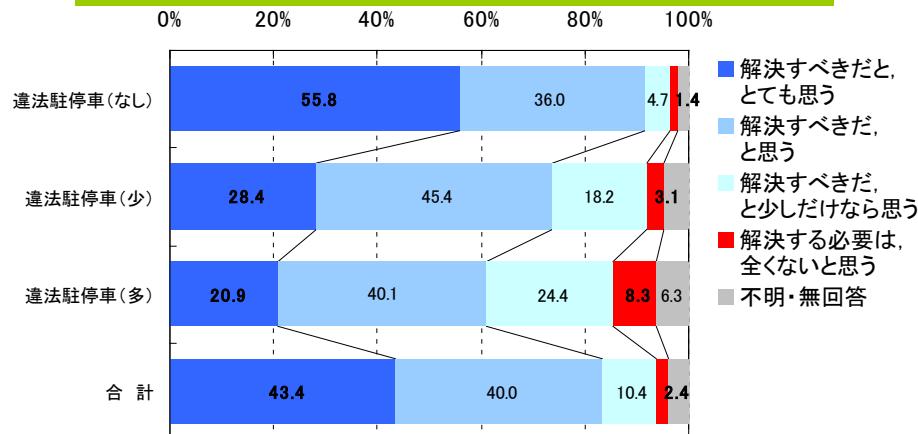
タクシー乗り場以外での客待ち行為に関して、解決すべきか



「タクシー乗り場以外での客待ちの問題を解決すべき」と思っている方は、9割以上を占める。

乗り場以外で客待ちする割合が高い方(違法駐停車(多))ほど「解決する必要はない」との回答が高くなる傾向にある。なお、乗り場以外で客待ちをしていない方(違法駐停車(なし))の内、「解決すべきととても思う」と答えた方は5割以上を占める。

＜タクシー乗り場以外での客待ち割合別＞



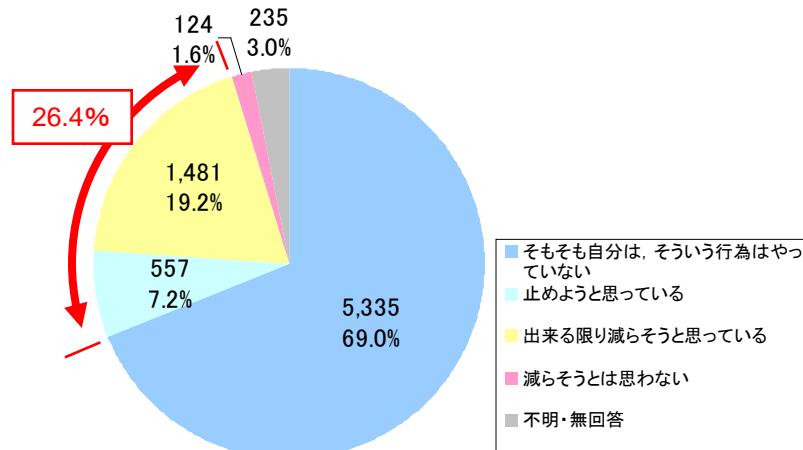
＜解決する必要は全くないとする理由＞(自由記述)

- そもそもタクシー台数が多いため、客待ち行為のマナー改善で渋滞緩和には繋がらない。
- 生活がかかっているから出来ない。
- 四条通の渋滞の問題は、タクシー業界だけが原因ではなく、自家用車や物流車両、自転車が原因である。

I アンケートの実施結果

～タクシー乗り場以外での客待ち行為について④～

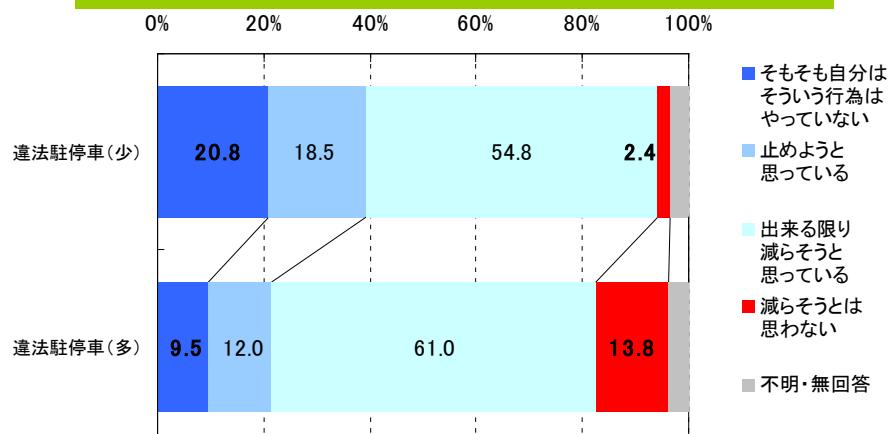
タクシー乗り場以外での客待ち行為について、これからどうしようと思うか①



「タクシー乗り場以外での客待ちを減らそう」と思ってくれた方は、**約3割**を占める。

乗り場以外で客待ちする割合が高い方(違法駐停車(多))は「減らそうとは思わない」と回答する方が多い。

<タクシー乗り場以外での客待ち割合別>



<減らそうとは思わないとする理由>(自由記述)

- ・夜間の客待ちちは仕方がない。
- ・利用者がタクシー乗り場で乗車しないため。
- ・タクシ一台数が多く、他の乗務員もしているため、生活のために仕方がない。

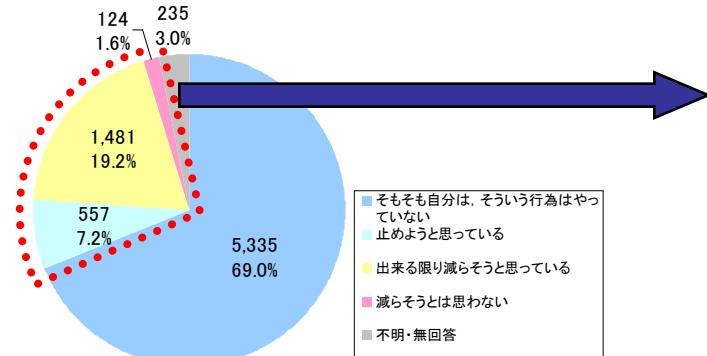
I アンケートの実施結果

～タクシー乗り場以外での客待ち行為について⑤～

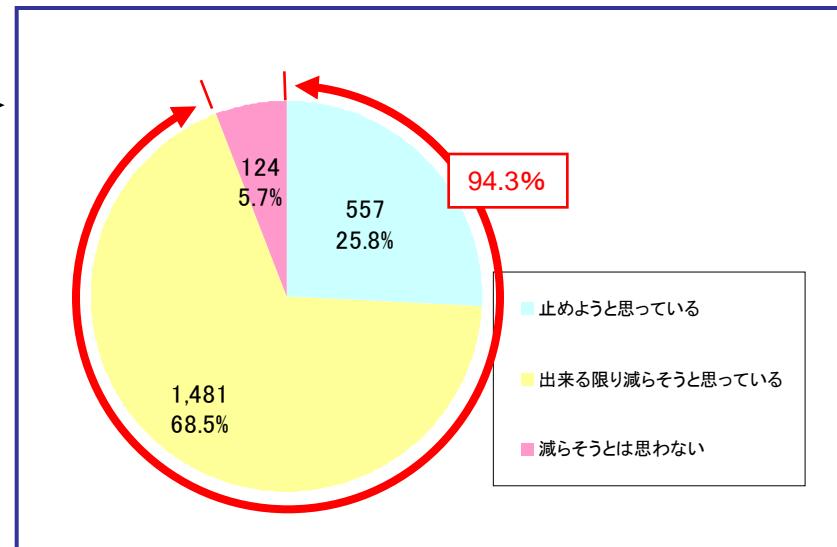
タクシー乗り場以外での客待ち行為について、これからどうしようと思うか②
⇒前頁の「そもそも自分は、そういう行為はやっていない」と回答した方を除いて分析

＜タクシー乗り場以外での客待ち行為について＞

タクシー乗り場以外で客待ち行為を行っている方のうち、
9割以上の方が「タクシー乗り場以外での客待ちを減らそう」と思ってくれた。



▲今後のタクシー乗り場以外での客待ち行為について



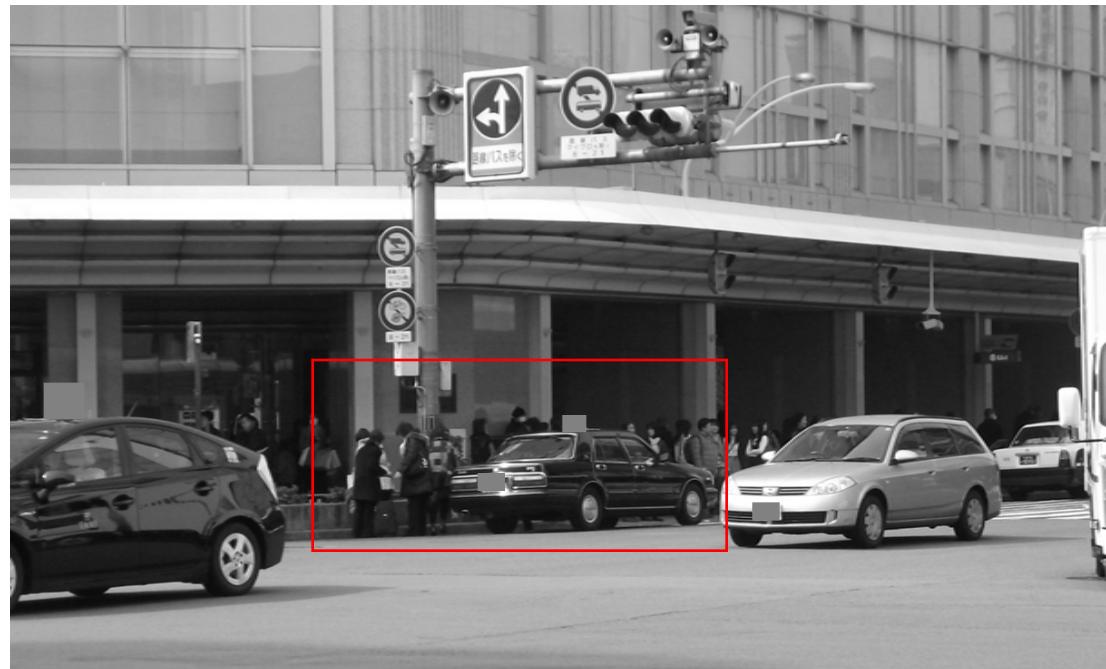
▲“そういう行為はやっていない”サンプルを除いた場合

I アンケートの実施結果

～交差点内などの利用客の乗降について①～

「交差点内などの利用客の乗降」とは、

四条通において駐車も停車も禁止されている交差点内やバス乗り場前で、利用客を乗車・降車させることを指します。



四条河原町交差点内の乗降

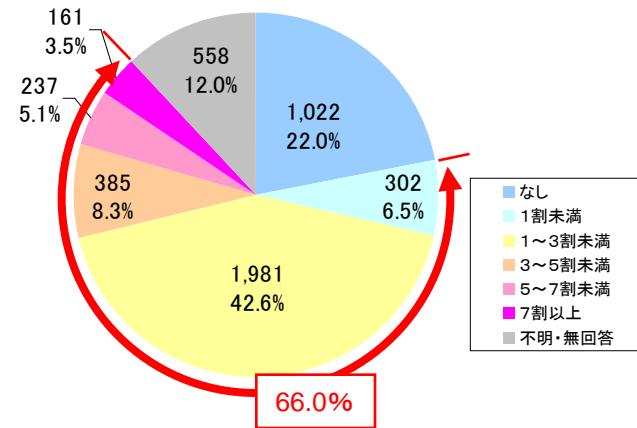
四条河原町交差点では、利用客の乗車や降車行為がよく見られます。

交差点の中で降車する方もおり、交通安全の面からも問題があります。

I アンケートの実施結果

～交差点内などでの利用客の乗降について②～

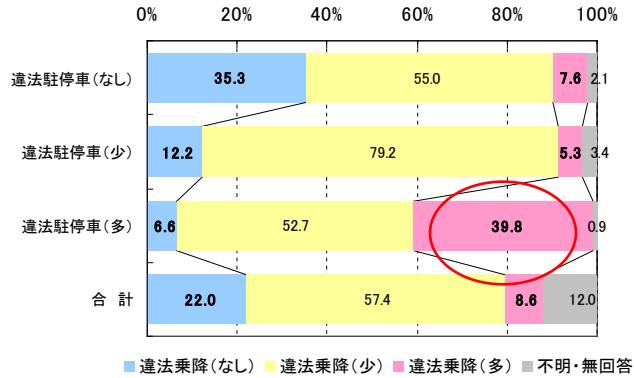
四条通で、交差点内やバス乗り場前で利用客を乗降させる割合



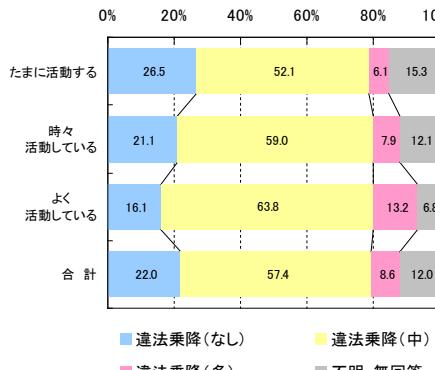
四条通で交差点内やバス乗り場前で利用客を乗降させると回答した方は、約7割を占める。

タクシー乗り場以外での客待ちを行う割合と比較したところ、乗り場以外での客待ち割合が多い方(違法駐車(多))ほど、交差点内などでの乗降が多い傾向にある。

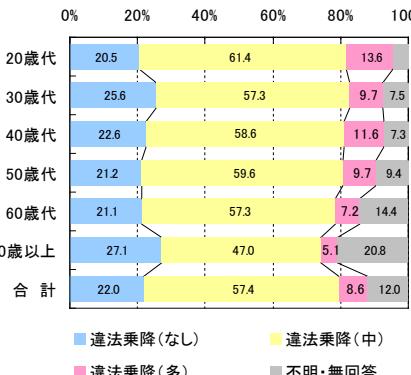
<タクシー乗り場以外での客待ち割合別>



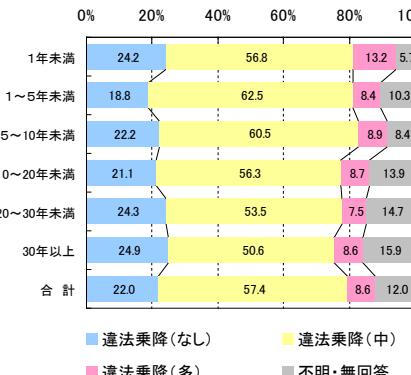
<四条通での営業活動別>



<年齢別>



<京都市域での乗務員歴別>



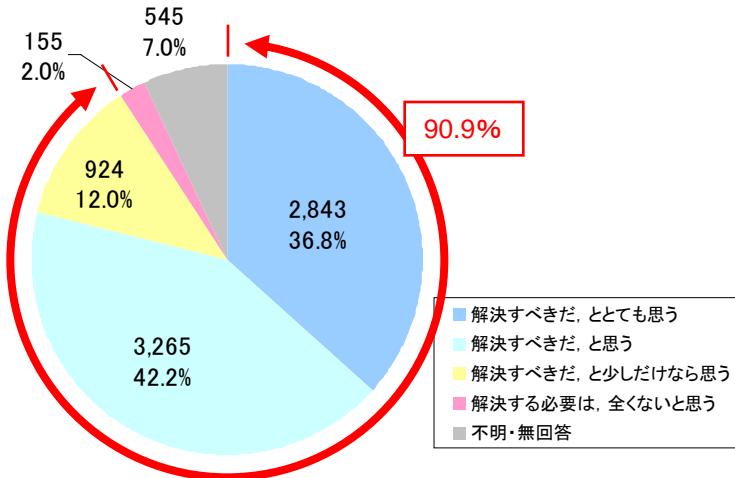
四条通で交差点内などで利用者が乗降する割合が、5割以上の方(違法乗降(多))は、「四条通での活動が頻繁な方」・「年齢層が下の方」・「乗務員歴が短い方」ほど、高くなる傾向にある。

違法乗降(なし):なし
違法乗降(少):5割未満
違法乗降(多):5割以上
合計は、四条通で営業活動しているサンプルの合計値である

I アンケートの実施結果

～交差点内などでの利用客の乗降について③～

交差点内やバス乗り場前での利用者の乗降に関して、解決すべきか



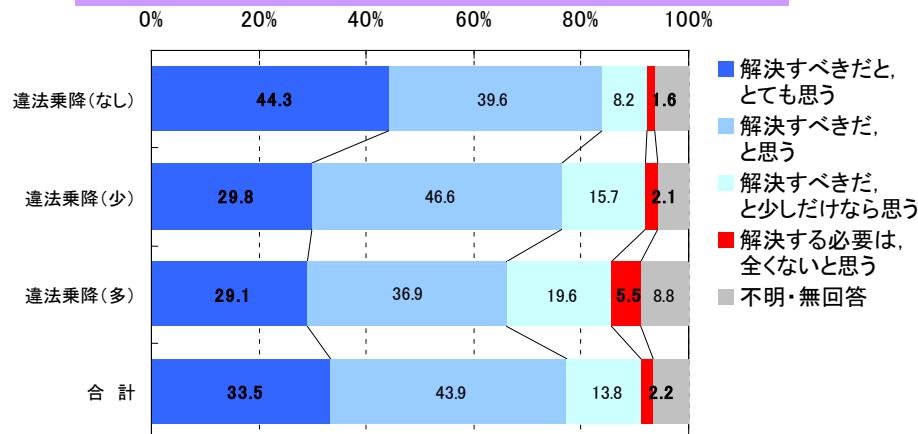
「交差点内やバス乗り場前での利用者の乗降を解決すべき」と思っている方は、**9割以上**を占める。

交差点などでの利用客を乗降させる割合が高い方(違法乗降(多))ほど「解決する必要はない」との回答が高くなる傾向にある。なお、乗り場以外で客待ちをしていない方(違法駐車(なし))の内、「解決すべきだととも思う」と答えた方は**約4割**を占める。

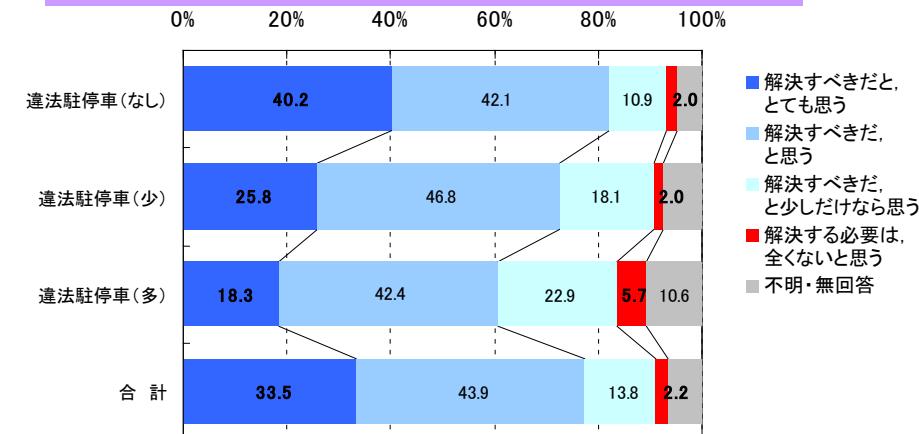
＜解決する必要は全くないとする理由＞(自由記述)

- 利用客がところかまわず乗車・降車するため仕方がない。
- 体の不自由な方の利用のため仕方がない。
- タクシー乗り場以外での客待ち車両が多いため、他に停車できるところがない。

＜交差点などでの乗降割合別＞



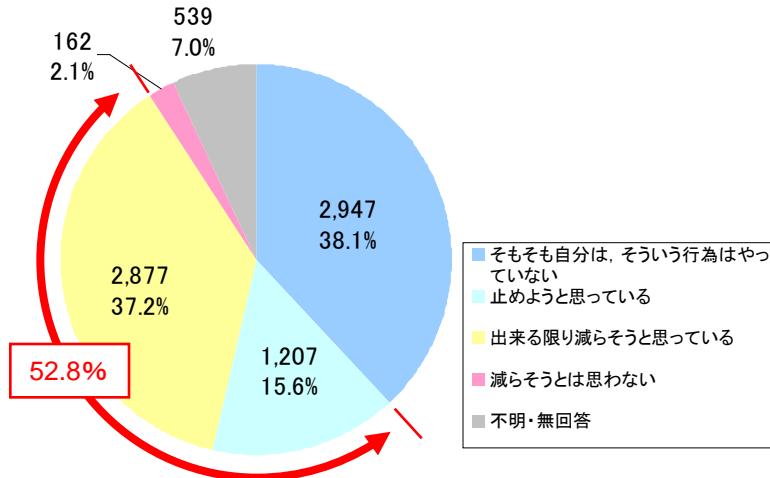
＜タクシー乗り場以外での客待ち割合別＞



I アンケートの実施結果

～交差点内などでの利用客の乗降について④～

交差点内やバス乗り場前での利用者の乗降について、これからどうしようと思うか①



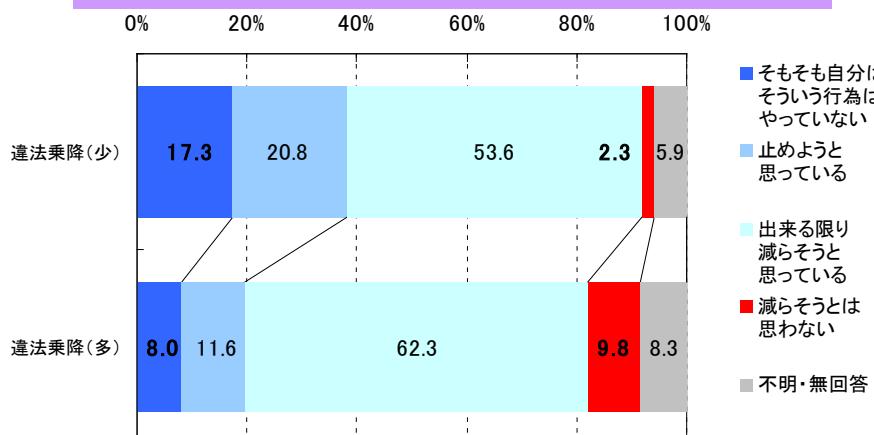
「交差点内やバス乗り場前での利用者の乗降を減らそう」と思ってくれた方は、**5割以上**を占める。

交差点などでの利用客の乗降の割合が高い方(違法乗降(多))は「減らそうとは思わない」との回答が多い。

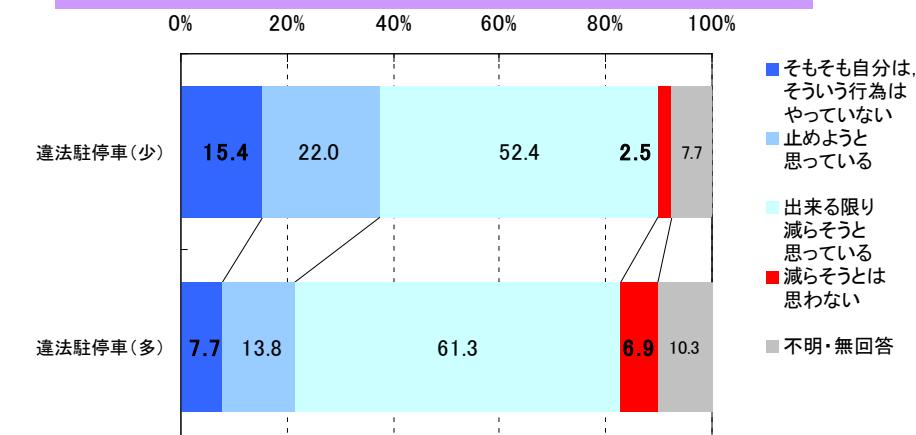
＜減らそうとは思わないとする理由＞(自由記述)

- ・利用者とのトラブルの元になるため、利用者の指示には逆らうことができない。
- ・仕事であるため、手が拳がると停まらざるを得ない。
- ・違法な駐車が多すぎて停める場所がない。

＜交差点などでの乗降割合別＞



＜タクシー乗り場以外での客待ち割合別＞



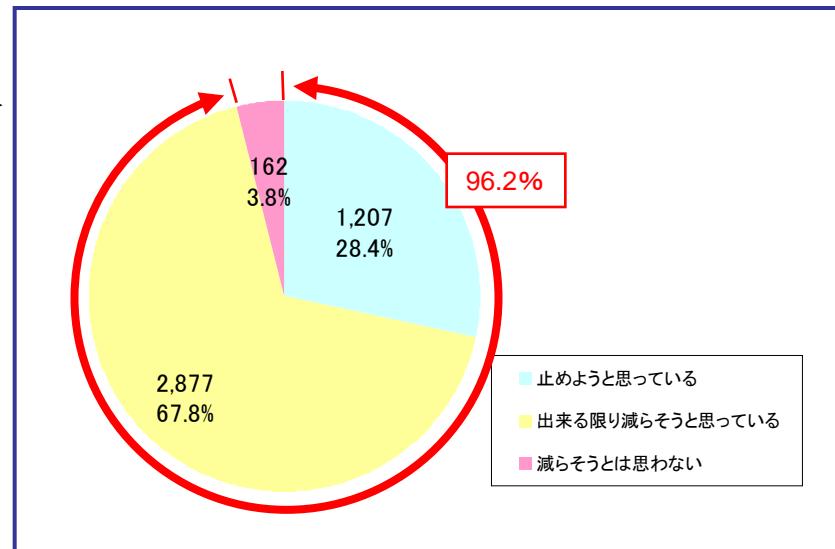
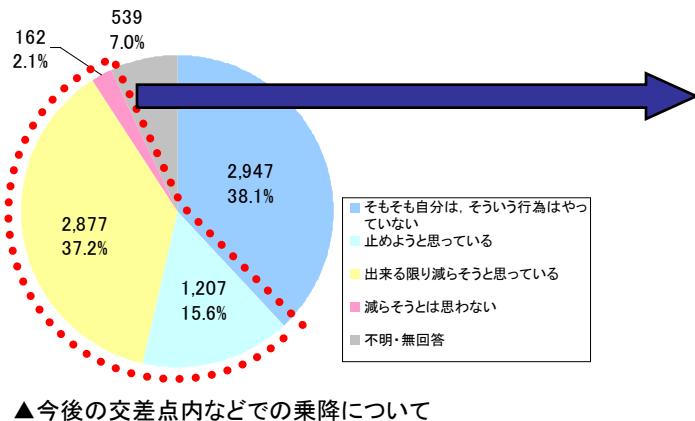
I アンケートの実施結果

～交差点内などの利用客の乗降について⑤～

交差点内やバス乗り場前での利用者の乗降について、これからどうしようと思うか②
⇒前頁の「そもそも自分は、そういう行為はやっていない」と回答した方を除いて分析

＜交差点などの利用客の乗降について＞

少しでも交差点などで利用客が乗降している方のうち、
9割以上の方が「交差点などの乗降を減らそう」と思ってくれた。

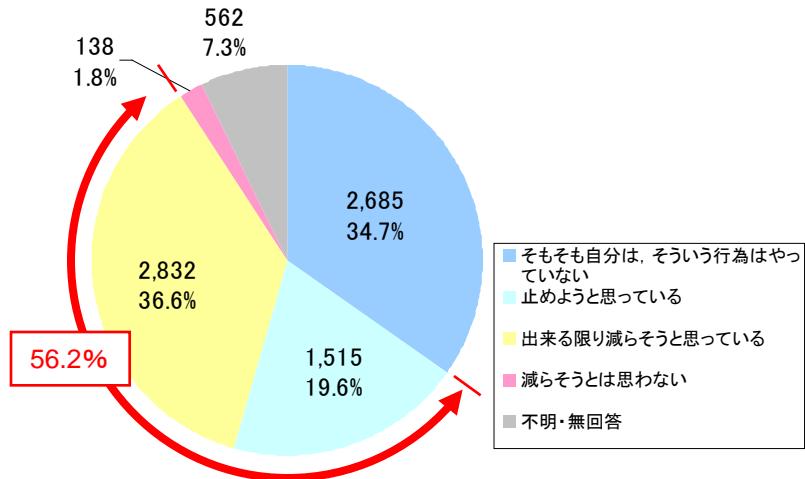


▲“そういう行為はやっていない”サンプルを除いた場合

I アンケートの実施結果

～交差点内などでの利用客の乗降について（四条通に限らない場合）①～

四条通に限らず、「交差点内」や「バス乗り場前」での利用者の乗降は違法ですが、これからどうしようと思うか①



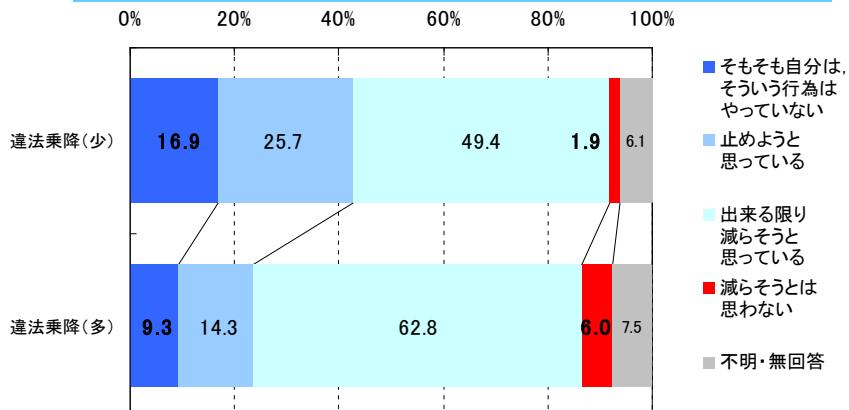
「違法行為を減らそう」と思ってくれた方は、約6割を占める。

乗り場以外で客待ちする割合が高い方（違法駐停車（多））は「減らそうとは思わない」との回答が多い。

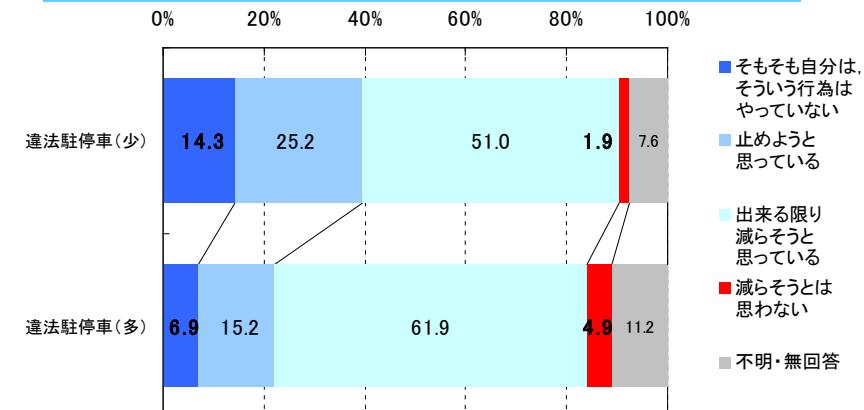
＜減らそうとは思わないとする理由＞（自由記述）

- 利用者が手を挙げれば、無視することは出来ないため
- 高齢者や体の不自由な方が乗車するときの“思いやり”を考えると仕方がない。
- 道路上に駐停車できる場所がないため。

＜交差点などでの利用客の乗降割合別＞



＜タクシー乗り場以外での客待ち割合別＞



I アンケートの実施結果

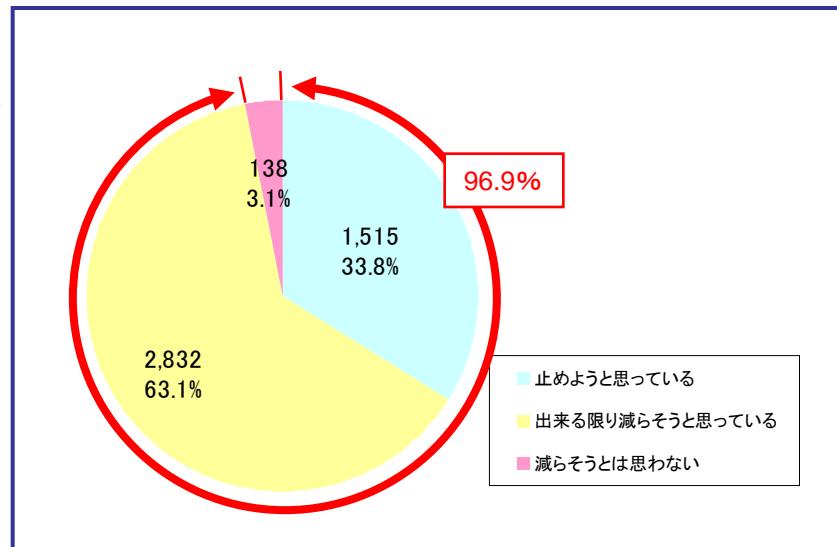
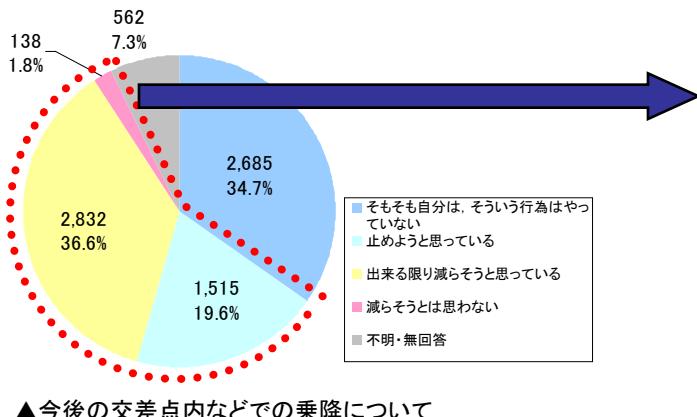
～交差点内などの利用客の乗降について（四条通に限らない場合）②～

四条通に限らず、「交差点内」や「バス乗り場前」での利用者の乗降は違法ですが、これからどうしようと思うか②

⇒前頁の「そもそも自分は、そういう行為はやっていない」と回答した方を除いて分析

＜交差点などの利用客の乗降について＞

少しでも交差点などで利用客を乗降させている方のうち、
9割以上の方が「交差点などの乗降を減らそう」と思ってくれた。



I アンケートの実施結果

～まとめ～

	＜現状把握＞ 現状での、 その行為の割合	＜問題意識＞ その行為を、 解決すべきか否か	＜解決への実効性＞ その行為を、 控えるか否か
四条通での タクシー乗り場 以外での 客待ち行為	34.9% 〔少しでも、乗り場以外で 客待ちしている方の割合〕	全サンプルのうち、 94.2% が解決すべきと回答	そもそも当行為を行っていない と回答した方を除く 全サンプルのうち、 94.3% がその行為を控えると回答
四条通での 交差点内や バス乗り場前 での乗降	66.0% 〔少しでも、交差点内などで 乗降している方の割合〕	全サンプルのうち、 90.9% が解決すべきと回答	そもそも当行為を行っていない と回答した方を除く 全サンプルのうち、 96.2% がその行為を控えると回答

I アンケートの実施結果

～考察～

タクシー乗り場以外での客待ちについて、ほとんどの乗務員(全体の約94%)が問題意識を持っており、また、多く(全体の約69%)の乗務員が「そもそも自分は、そういう行為を行っていない」と回答していることから、タクシー乗り場以外での客待ちは一部の乗務員による行為であると、考えられる。

タクシー乗り場以外での客待ちについては、「**真面目に営業している乗務員が損をしないよう厳しく取り締まるべき**」等の取り締まりの強化を歓迎する意見が多くみられた。

交差点内やバス乗り場前での利用客の乗降について、「**乗務員は受け身の立場のため、乗客のマナー向上が必要**」とする意見が多く見られた。

例えば、四条通については、「**違法な客待ちタクシーが停まっているせいで、停めるべきスペースがなく、やむを得ず、交差点やバス停前で降車せざるを得ない**」とする意見が見られた。

また、交差点内やバス乗り場前での利用客の乗降について「**止めようと思っている**」、「**出来る限り減らそうと思っている**」と回答する乗務員が5割以上を占める。

このことから、交差点内やバス乗り場前での乗降については、今後、さらに**乗務員へのマナー向上に向けた指導・啓発を強化するとともに、利用客への啓発も重要**であると考えられる。また、四条通での違法な駐停車車両の排除により、交差点内やバス乗り場前での利用客の乗降が減る可能性もある。

II キャンペーンの実施

実施の目的

タクシー乗務員の駐停車マナーの向上及びタクシー利用者の乗降マナーの向上を図るため キャンペーンを実施

実施内容

・街頭パレードの実施(12月3日)

タクシー業界団体、四条繁栄会商店街振興組合、京都運輸支局、京都府警察、京都市の参加で街頭パレードを実施

・啓発物品配布・街頭指導の実施(12月3日～5日)

利用者への啓発物品の配布及び違法駐停車タクシーへの街頭指導を実施

・横断幕の設置(11月29日～12月6日)

駐停車マナーを啓発する横断幕を四条通上に6箇所設置

・タクシー車両にリアウインドーステッカーの掲出(11月29日～12月6日)

駐停車マナーを啓発するリアウインドーステッカー1,000枚を、タクシー会社に送付して、掲出を依頼

・タクシー乗り場への誘導案内の設置(11月29日～)

利用者を円滑に乗り場に案内するため、地下通路等に誘導案内を設置

・商店街の放送による利用者啓発(11月29日～12月6日)

四条繁栄会商店街振興組合の放送設備を活用し、利用者啓発の放送を実施

II キャンペーンの実施

街頭パレードの実施(12月3日(金)に実施)

啓発物品配布・街頭指導の実施(12月3日(金), 4日(土), 5日(日)に実施)



啓発物品(マスク)
(H22. 12. 3~5)

街頭パレードの実施状況(H22. 12. 3)

啓発物品配布・街頭指導の実施状況
(H22. 12. 3~5)

- ・街頭パレード:
四条通の烏丸～河原町間で実施
- ・啓発物品配布・街頭指導:
四条通の木屋町～烏丸間で実施

Ⅱ キャンペーンの実施

横断幕の設置(11月29日(月)～12月6日(月)の間)

タクシー車両にリアウインドーステッカーの掲出(11月29日(月)～12月6日(月)の間)

乗り場への誘導案内の設置(11月29日(月)～現在)



〈リアウインドーステッカーの掲出状況〉
(H22. 11. 29～12. 6)

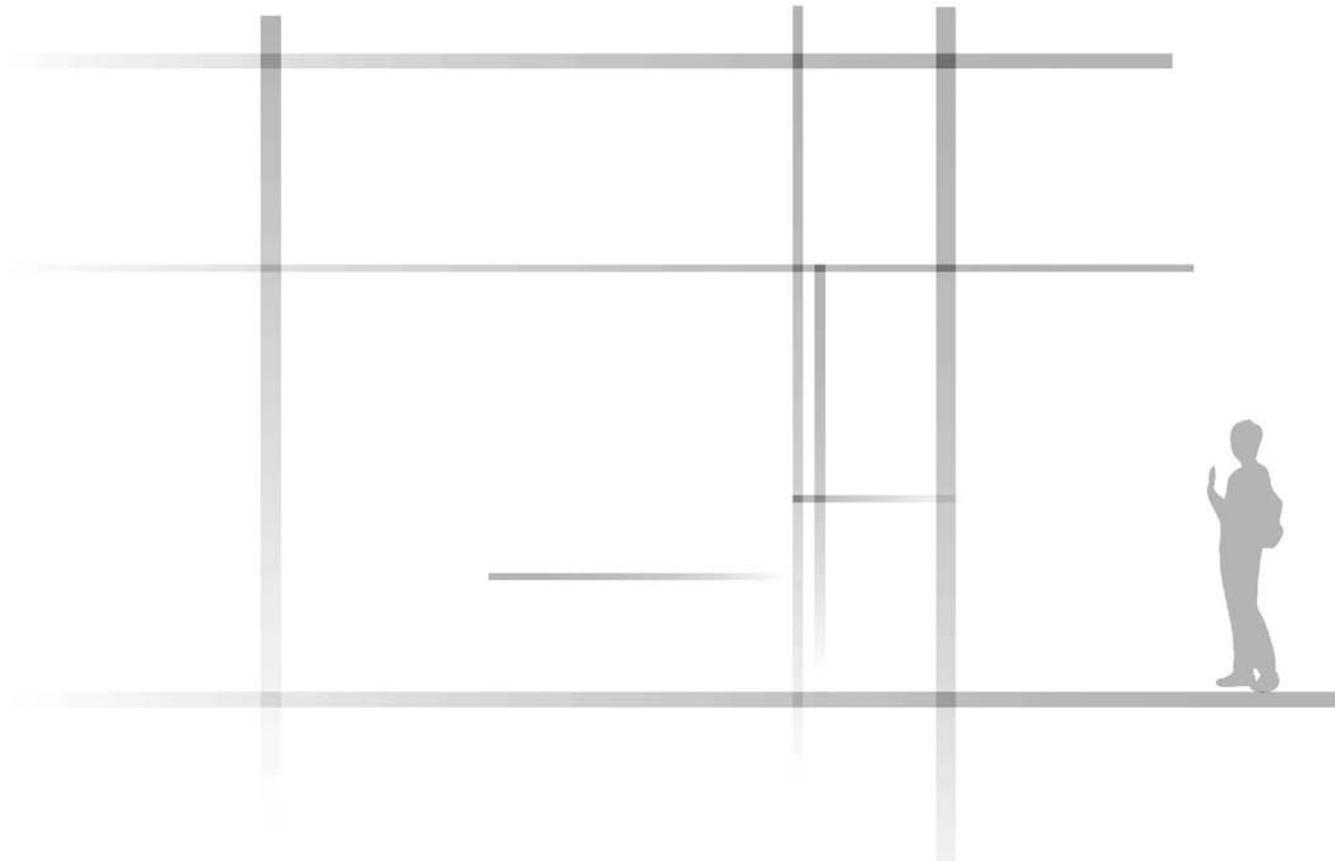


〈横断幕の設置状況(H22. 11. 29～12. 6)〉

〈乗り場への誘導案内の設置状況(H22. 11. 29～)〉

- ・横断幕(縦45cm×横250～350cm)：
四条通の東洞院2箇所、河原町3箇所、
木屋町1箇所の計6箇所
- ・乗り場への誘導案内(A3サイズ程度)：
四条通地下道5箇所、大丸1箇所、
高島屋2箇所の計8箇所
- ・リアウインドーステッカー
(縦15cm×横80cm)：
京都市域を営業管轄とする
タクシー会社に配布(1,000枚)

タクシー駐停車マナー向上に向けた 今後の進め方について



今後の進め方

事業者、業界への取組

- ・経営者に対するマナー向上の働きかけ
- ・街頭指導の継続的な実施
- ・乗務員への講習時に、アンケート結果等をフィードバック

ドライバー個人への取組

- ・街頭指導の継続的な実施
- ・アンケート結果のフィードバック

タクシー利用者への取組

- ・乗降マナー向上に向けた啓発